

第16回議会改革協議会 協議概要

- 1 日 時 平成28年8月10日（水）
午前10時1分から午前11時23分まで
- 2 会 場 議会棟3階 第1委員会室
- 3 出席者 （委員）向後委員長、白鳥副委員長、
麻生委員、岩井委員、植草委員、小川委員、近藤委員、
三瓶委員、中村委員、福永委員、松坂委員、村尾委員、
山本委員
（事務局）大木事務局長 ほか10人
- 4 傍聴者 （議員）岩崎議員
（一般傍聴者）4人

5 協議事項及び協議結果

（1）常任委員会の機能強化について

ア 所管事務調査の充実について

前回、委員長が論点を整理し提示した①正副委員長のリーダーシップによる年間調査テーマの設定の必要性、②所管事務調査を積極的に実施して行くに当たってのルールづくりの必要性について、各会派での協議結果を報告した後、意見交換を行った。主な意見は、次のとおり。

- ・ 年間調査テーマの設定をルール化してしまうと義務的になり柔軟性に欠けることになる。必要に応じて委員会内で協議して判断していけるフレキシブルな対応とすべきであり、あえてルール化をする必要はない。
- ・ 正副委員長がリーダーシップをとって年間調査テーマを設定していくべき。また、最低限のルールを明文化することが必要である。
- ・ 正副委員長のリーダーシップの下、必要に応じて委員との協議により年間調査テーマを決める。ルール化については、現在の会議規則の中で調査していくことが可能であり、ルール化するとかえって義務的取組みになってしまい、本当の意味での活性化に繋がるか、疑問である。
- ・ 正副委員長がリーダーシップを発揮していくことも、ルール化していくことも大事。また、緊急時や災害など突発的なことが起こったときこそ、正副委員長がリーダーシップを発揮し対応することが必要である。

委員長から以下のとおり、これらの意見を踏まえた案が示された。

（ア）年間調査テーマの設定については、第2回定例会の委員会改選後に開催される委員会において、設定するか否かを委員会内において協議し決定する。テーマの提案は、委員長または委員のいずれからでもよしとする柔軟な取扱いとする。この結果、年間調査テーマを設定する委員会と、それを設定せず、適宜、必要に応じて所管事務調査を実施していく委員会に分かれるが、委員会の自主性に任せる。

いずれにせよ、委員長の主導により協議し、所管事務調査にこれまで以

上に自主性を持ち積極的に取り組んでいくことが重要である。

(イ) 今後、所管事務調査の実施に当たり、委員会ごとに対応が異なることを避けるため、最低限のルールとして次の２点を決定事項とする。

a 外部諸団体や学識経験者等を招へいする場合は、委員会内で十分協議して開催を決定する。

b 当局からの行政報告や緊急性を要する事案である場合は、迅速かつ円滑に開催できるよう、正副委員長の協議により開催を決定する。

委員長の提案に対し、ルールという言葉を用いることの適否を含め各会派で協議の上、次回、その結果を報告することとなった。

(2) 議会基本条例の検討について

委員長から議会基本条例の制定の趣旨が述べられた後、7月末に各委員へ事前配付した「千葉市議会基本条例たたき台案の基本的な考え方」及び「千葉市議会基本条例たたき台案」に基づき、事務局から構成などについて説明が行われた。

その後、条例を制定するか否かについての意見交換が行われた。主な意見は、次のとおり。

- ・ より良いものにするための提案もありますが、制定する方向で進めていければと思っている。
- ・ 本日、説明がされるということで、まだ会派内で決定が出ていないので、持ち帰らせてもらう。
- ・ これまで千葉市議会がやってきたことを見える化して権能強化をするということで、会派として前向きに進めていきたい。
- ・ 持ち帰らせてもらい、基本条例の是非も含めて会派内で検討していきたい。

各会派で、これらの意見を踏まえ条例を制定するか否かを協議の上、次回、その結果を報告することとなった。

(3) 次回の開催日程について

第17回協議会は、第3回定例会の会期中に開催することとし、日程が決定次第、委員に通知することとなった。